［教示］　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に経済産業大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 25 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年10月16日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社松運輸　澤田　　剛　神奈川県相模原市緑区下九沢2491―１　国土交通大臣許可（特―22）第23893号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年10月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 25 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年10月29日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社デンソーエース　桐山　　務　東京都渋谷区松濤２―15―13　国土交通大臣許可（般―23）第10904号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年10月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 25 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年10月31日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ミサワホーム株式会社　竹中　宣雄　東京都新宿区西新宿２―４―１　国土交通大臣許可（般・特―19）第22353号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年10月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 25 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年11月６日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東京美装興業株式会社　八木　秀記　東京都新宿区西新宿６―24―１　国土交通大臣許可（般・特―19）第17562号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年11月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 25 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年11月８日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ニッコン　竹村　良二　東京都新宿区下落合３―22―15　国土交通大臣許可（般・特―19）第3949号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び塗装工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年11月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 25 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年11月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社小野田工務店　小野田勝一　東京都葛飾区西亀有４―13―６　国土交通大臣許可（特―23）第9042号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年11月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 25 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年11月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　住石マテリアルズ株式会社　長崎　駒樹　東京都港区新橋６―16―12　国土交通大臣許可（般―23）第9421号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年11月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 25 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年11月13日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　国土開発工業株式会社　清水　嘉弘　神奈川県厚木市中町３―18―５　国土交通大臣許可（特―22）第5821号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成24年11月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年１月 25 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成24年11月14日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新生テクノス株式会社　東京都港区芝公園２－４－１　国土交通大臣許可（般・特―21）第3186号